令和２年５月１日

**新型コロナウイルスによる徴収猶予特例制度申請にあたって**

川崎町税務課徴収係

**１．制度について**

**（１）目的と制度概要**

　2019年から2020年にかけて世界的に流行している新型コロナウイルスの影響で、世界の経済が低迷しています。日本も例外ではなく、収入が大きく減少し、生活の維持で精一杯の状況になってしまった方が多くいます。

そこで、そのような状況に陥り、納税することが困難になった方に対して、特例として**納税を最長で１年間猶予**する制度ができました。

　納税を猶予する制度は従来から一定の条件の下で認められていますが、期間中は延滞金が加算され、担保（不動産や車など）を必要とします。しかし、今回の制度はその特例として創設され、適用を受けると、延滞金はかからず、担保も不要となります。

**（２）対象となる方**

　新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月以降の任意の期間（一か月以上）において、前年比で20％以上収入が減少し、一時に納税することが困難になった方が対象です。

　単に収入が減少しただけでなく、納税資金が枯渇したことを確認できなければなりません。例えば、収入が半分になったとしても、十分な預貯金がある場合は対象になりません。

　既に町税の滞納がある方も申請できます。

**（３）対象となる税**

　すべての町税が対象となります。住民税が特別徴収（給与から天引き）されている場合、特別徴収義務者（会社）が対象です。

　ただし、納期限が令和２年２月１日から令和３年１月31日までのものに限ります。したがって、令和３年２月末が納期限の分（固定資産税第４期など）はもちろん、令和３年１月31日が休日のため翌平日である２月１日が納期限になっている分（住民税第４期など）も含みません。

**（４）猶予期間**

　最長で納期限から１年間です。税の減免ではありませんので、猶予期間終了後、速やかに猶予金額を納付する必要があります。希望すれば、猶予金額を猶予期間中に分割で納付することもできます（必須ではありません）。

　例）固定資産税第１期（５月31日納期限）→令和３年５月31日まで猶予

　　　固定資産税第２期（７月31日納期限）→令和３年７月31日まで猶予

　　　固定資産税第３期（12月25日納期限）→令和３年12月25日まで猶予

　　　固定資産税第４期（令和３年３月１日納期限）→猶予可能範囲外

**（５）猶予金額**

　納付することが困難な金額に限ります。場合によっては、一部を納付していただくことを条件に残額を猶予することもあります。

　猶予中は納税の督促及び催告が停止します。また、既に差し押さられている財産があれば、その換価手続きも停止します。

**（６）延滞金・担保**

　延滞金はかかりません。担保も不要です。

**（７）取消事由**

　破産、競売開始など、一定の場合には猶予を取り消すことがあります。

　申請内容と実態が異なることが判明した場合も同様です。

**２．申請先**

　税務課徴収係にご相談ください。

　電話番号：0224－84－2111（内線1123・1124）

**３．申請期限**

　既に納期限が到来しているもの：令和２年６月30日まで

　今後納期限が到来するもの：納期限まで

**４．その他**

　○上記特例制度期間が終了してもなお納税が困難な場合、既存の猶予制度の適用を受けられることがあります。その場合、延滞金が加算されるほか、担保が必要なことがあります。